

園芸学研究科博士後期課程学位審査基準（課程博士）

博士学位論文は、「環境園芸学」に関連する内容で、独創性、新規性、普遍性、論証性などの高い学術的価値が含まれ、かつ学術論文として論理的にまとめられており高度な完成度を備える必要がある。

学位論文審査を申請する者は、それに加えて論文審査を終了するまでに以下の基準を満たしていなければならない。

- 1) 博士後期課程修了に必要な本研究科授業科目の単位修得が見込めること
 - 2) 本研究科学位授与方針に定められるように、自立して研究活動を行う能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的な資料（公表論文）があること。
- 2) の客観的な資料（公表論文）は以下の要件を満たすこと。
- ① 学位論文の内容に含まれる公表論文は、査読制度のある学術雑誌に原則として2編以上掲載されたか、または確実に掲載されることが認められていること。
 - ② 2編のうち1編は申請者が筆頭執筆者であること。他の1編についてはその限りでないが、その場合も当該論文への貢献度が極めて高いことを前提とする。
 - ③ 上記公表論文は、原則として博士後期課程在籍期間内の公表とする。

上記公表論文数は学位論文審査における必要条件である。そのため、学位論文審査においては、当該公表論文の性質、内容や執筆経緯、学位論文との関係性を含めて総合的に評価するものとする。それに加え、学位論文本体の完成度の高さと学術的価値が求められる。公開形式の発表会を行うとともに、学位審査委員会、コース会議、本研究科教授会において博士の学位にふさわしいものと認められる必要がある。